

＜福島第二原子力発電所プラント状況等のお知らせ＞
(3月14日 午後11時00分現在)

下線部が追加情報です

平成23年3月14日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

1号機（停止中）【停止時刻：3月11日午後2時48分】

- ・原子炉は停止し、原子炉水位も安定しております。
- ・外部電源は受電有
- ・挿入位置不明のおそれがある制御棒が1本ありましたが（3月12日午前8時19分に警報発生）、3月12日午前10時43分、警報は自然解除されました。ほかの制御棒もすべて全挿入位置にあることを確認。（原子炉は未臨界状態）
- ・主蒸気隔離弁の状態；閉
- ・原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。
- ・3月12日午前5時22分に圧力抑制室の温度が100℃を超え、原子炉の圧力抑制機能喪失したことから、午前5時22分、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の特定事象が発生したと判断しました。
- ・安全を確保するため、原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置（放射性物質を含む空気の一部外部への放出）の準備を行いました。（3月12日午前9時43分頃より準備開始。同日午後6時30分準備完了。）
- ・原子炉冷温停止に向けて、原子炉冷却機能の復旧作業を実施していましたが、作業が完了し、3月14日午前1時24分より原子炉を残留熱除去系で冷却中。
- ・その後、圧力抑制室の平均水温が100℃を継続的に下回っていることを、3月14日午前10時15分に確認しました。
- ・現在、原子炉冷温停止中。

2号機（停止中）【停止時刻：3月11日午後2時48分】

- ・原子炉は停止し、原子炉水位も安定しております。
- ・外部電源は受電有
- ・制御棒は全挿入中（原子炉は未臨界状態）
- ・主蒸気隔離弁の状態；閉
- ・原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。
- ・3月12日午前5時32分に圧力抑制室の温度が100℃を超え、原子炉の圧力抑制機能喪失したことから、午前5時32分、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態に該当する事象が発生したと判断しました。
- ・安全を確保するため、原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置（放射性物質を含む空気の一部外部への放出）の準備を行いました。（3月12日午前10時33分頃より準備開始、同日午前10時58分準備完了）
- ・原子炉冷温停止に向けて、原子炉冷却機能の復旧作業を実施していましたが、作業が完了し、3月14日午前7時13分より原子炉を残留熱除去系で冷却中。
- ・その後、圧力抑制室の平均水温が100℃を継続的に下回っていることを、3月14日午後3時52分に確認しました。
- ・現在、原子炉冷温停止中。

3号機（停止中）【停止時刻：3月11日午後2時48分】

- ・原子炉は停止し、原子炉水位も安定しております。
- ・外部電源は受電有
- ・制御棒は全挿入中（原子炉は未臨界状態）
- ・主蒸気隔離弁の状態；閉
- ・原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。
- ・安全を確保するため、原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置（放射性物質を含む空気の一部外部への放出）の準備を行いました。（3月12日午後0時8分頃より準備開始、同日午後0時13分準備完了）
- ・現在、原子炉冷温停止中。

4号機（停止中）【停止時刻：3月11日午後2時48分】

- ・原子炉は停止し、原子炉水位も安定しております。
- ・外部電源は受電有
- ・3月13日午後0時43分、挿入位置不明のおそれがある制御棒が1本確認されましたが、挿入状態を示すほかの信号から、全制御棒が挿入状態にあることを確認済みです。本事象について原因を調査します。
- ・主蒸気隔離弁の状態；閉
- ・原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております。
- ・原子炉の冷却のため、復水補給水系で注水していましたが、3月12日午前6時7分に圧力抑制室の温度が100℃を超え、原子炉の圧力抑制機能喪失したことから、午前6時7分、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態に該当する事象が発生したと判断しました。
- ・安全を確保するため、原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置（放射性物質を含む空気の一部外部への放出）の準備を行いました。（3月12日午前11時44分頃より準備開始、同日午前11時52分頃準備完了）
- ・原子炉冷温停止に向けて、原子炉冷却機能の復旧作業を実施していましたが、作業が完了し、3月14日午後3時42分より原子炉を残留熱除去系で冷却中。

■点検状況など

- ・3月14日午前11時1分頃、当社・福島第一原子力発電所3号機原子炉建屋において、水素爆発の可能性のある大きな音および白煙が発生しました。（お知らせ済み）
- ・モニタリングポスト1番の地点で、福島第一原子力発電所の影響によるものと思われる敷地境界放射線量の上昇がありました。このことにより、3月14日午後10時7分、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量上昇）と判断しました。（10条通報報道発表によりお知らせ済み）
- ・引き続き、排気筒や放水口等からの放射性物質の放出の可能性について詳細に監視してまいります。

以 上